

平成 25 年 2 月 26 日

航空貨物代理店 各位

株式会社 融創国際

**CA 便リチウム金属・リチウムイオン電池の受託条件及び取り扱いについて(REV-9)**

拝啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記に関して、CA 便のリチウム電池受託の一部が変更となりましたので、以下のとおりご案内致します  
安全な航空輸送の確保の為、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用日 : 2013 年 2 月 26 日(火)より

2. 変更内容:

## ① Section- I B のマーキングについて

DGR 第 54 版改訂 2 に則り、Section- I B のマーキングを次のとおり変更。

DGR7.1.5.1 (a) 並びに (b) の要件に従ったマーキング・・・必須

**Gross Weight (G) は DGR7.1.5.1 (c) が要求する場合には記載すること**

## ② 受託地点

長沙(CSX)向けのリチウム電池は全 Section 受託可能になりました。

尚、リチウム電池は火災等の重大な潜在的危険性が高いため、リチウム電池が含まれる貨物は、Section II のラベル・AWB  
記載が不要の場合でもご予約の際には必ず該当の Section ( I、 I A、 I B、 II ) をご申告ください。

以上

【添付資料】: CA リチウム電池受託一覧表 2 枚

Category	リチウムイオンバッテリー 充電可能な二次電池 例) 携帯電話、ノートパソコンなどの電源 リチウム等価含有量に代わるワット時値は、単電池の場合20Wh以下、組電池の場合100Wh以下 (異なる包装基準のものを一緒に同一の包装物に収納は不可)			
	Section I B		Section II	
UN / PI	UN3840 PI 965 リチウムイオンバッテリー	UN3480 PI 965 リチウムイオンバッテリー	UN3481 PI 966 リチウムイオンバッテリーを機器と一緒に包装	UN3481 PI 967 リチウムイオンバッテリーを内蔵した機器
IATA CODE	CODE RLI	CODE ELI	CODE ELI	CODE ELI
1包装物あたりの重量、個数 制限	<b>重量制限</b> 旅客便 10kg G/包装物 貨物便 10kg G/包装物 セル及びバッテリーの包装材料込の総重量  1包装物あたりのリチウム電池がUN3480 PI965 Section II の①、②、③のいずれかの限度を超えた場合、Section I Bの受託可能地点はCLSG9に準ずる	1個あたりのワット時値が、 ① ≤2.7Whの単電池または組電池は、1包装あたり2.5kg(N)以下 1包装あたりの単電池・組電池の個数制限は無し  ② >2.7Wh≤20Whの単電池は、 1包装あたり単電池8個以下であること  ③ >2.7Wh≤100Whの組電池は、 1包装あたり組電池2個以下であること  注意) ①、②、③を組み合わせて、同一の包装物と一緒に収納は不可	<b>重量制限</b> 旅客便 5kg(N)/包装物 貨物便 5kg(N)/包装物	<b>重量制限</b> 旅客便 5kg(N)/包装物 貨物便 5kg(N)/包装物
AWB券面上必須記載事項	i. UN3480 ii. Lithium-ion batteries, PI965, Section I B iii. 包装物の個数及び各包装物の総重量 iv. 荷送人と荷受人の名称と住所  i ~ iiiは必ずNature and Quantity of Goods 欄に記載。 iv及び右記2~5は別紙(DGR使用可)に記載の上、添付	1. "Lithium-ion batteries, in compliance with Section II of PI965"  2. 包装物にはリチウムイオン単電池または組電池を収納している 3. 包装物は損傷を受けた場合、火災の危険があるため取り扱いに注意を要すること 4. 包装物が損傷した場合の検査、再包装等の対処方法 5. 追加情報を得るための電話番号	1. "Lithium-ion batteries, in compliance with Section II of PI966"  1. は必ずNature and Quantity of Goods 欄に記載。 2. ~5は別紙に記入の上、AWBIに添付。 UN3481/PI967でラベル不要の場合は1~5をAWBIに必須記載事項を記入不要	5個以上の単電池または3個以上の組電池を収納している場合 1. "Lithium-ion batteries, in compliance with Section II of PI967"
ラベル	リチウム電池取付ラベル貼付要 CLS9危険物ラベル貼付要 必ず隣同士に貼ること	リチウム電池取付ラベル貼付要	リチウム電池取付ラベル貼付要	リチウム電池取付ラベル貼付要
危険物申告書	不要	不要	不要	不要
容器	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用
マーキング	DGR7.1.5.1(a),(b)に加え(c)で要求される Gross Weight(G)はDGR7.1.5.1(c)が要求する場合には記載すること	Section II に従い、オーバーパックの場合は必要に応じてマーキングをすること		
オーバーパック	同一包装基準同士のオーバーパックは可 オーバーパックの包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚ずつ貼付してください。 オーバーパックの数がAWB上の個数になりますが、重量制限値はオーバーパック内の各包装物に適用します。	同一包装基準同士のオーバーパックは可。 オーバーパック内の包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚貼付してください。  オーバーパックの数がAWB上の個数になりますが、重量制限値はオーバーパック内の各包装物に適用します。	同一包装基準同士のオーバーパックは可。 ラベル貼付が必要な包装物でオーバーパックの包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚貼付してください。	
Agent BUP	不可	Section II 電池と一般貨物を同一のULDにお客様が自社Build Upされた混載貨物の受託は可能。ULD内に電池を一纏めに積み付けて頂き、可能な限りリチウム電池の取り扱いラベルが視認できるよう積み付けてください。ULDの外装にも1枚ラベルを貼付してください。		
RAC	RAC不要	RAC不要	RAC不要	RAC不要
受託地点 その他	混載の場合は、1MAWBIに付き1HAWBの適用			

Category	リチウムイオンバッテリー 充電可能な二次電池 例) 携帯電話、ノートパソコンなどの電源 リチウム等価含有量に代わるワット時値は、単電池の場合20Wh以上、組電池の場合100Wh以上 (異なる包装基準のものを一緒に同一の包装物に収納は不可)			
	Section I A		Section I	
UN / PI	UN3480 PI 965 リチウムイオンバッテリー	UN3481 PI 966 リチウムイオンバッテリーを機器と一緒に包装	UN3481 PI 967 リチウムイオンバッテリーを内蔵した機器	
IATA CODE	CODE ELI	CODE ELI	CODE ELI	
1包装物あたりの重量、個数 制限	旅客便 5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	旅客便 5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	旅客便 5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	
AWB券面上必須記載事項	"Dangerous goods as per attached shipper's Declaration"			
ラベル	CLS9危険物ラベル要貼付		CLS9危険物ラベル要貼付	
危険物申告書	必要		必要	
容器	包装等級 II の要件を満たす国連容器を使用すること		国連容器を使用すること	
マーキング	DGR1に従いマーキング		DGR1に従いマーキング	
オーバーパック	同一包装基準同士のオーバーパックは可。オーバーパック内の包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚ずつ貼付してください。オーバーパックの数がAWB上の個数になりますが、重量制限値はオーバーパック内の各包装物に適用します。			
Agent BUP	不可		不可	
RAC	必要		必要	
受託地点 その他	混載の場合は、1MAWBIに付き1HAWBの適用			

**Section II, I B**  
リチウム電池取付ラベル

**CAUTION!**



DO NOT LOAD OR TRANSPORT  
PACKAGE IF DAMAGED

For more information, call

ラベルの基本寸法 : 120mm X 110mm  
包装物に貼れない場合は、最小寸法 : 74mm x 105mm  
必ず側面に貼付  
斜めや二面にまたがるような貼り方は不可  
リチウム電池の種類と緊急時の電話番号を記載

Category	リチウム金属バッテリー 充電不能な一次電池 例)時計、計算機、カメラなどの使い捨て電池 リチウム金属含有量が単電池の場合1g以下、組電池の場合2g以下 (異なる包装基準のものを一緒に同一の包装物に収納は不可)			
	Section I B		Section II	
UN / PI	UN3090 PI 968 リチウム金属バッテリー	UN3090 PI 968 リチウム金属バッテリー	UN3091 PI 969 リチウム金属バッテリーを機器と一緒に包装	UN3091 PI 970 リチウム金属バッテリーを内蔵した機器
IATA CODE	CODE RLM	CODE ELM	CODE ELM	CODE ELM
1包装物あたりの重量、個数 制限	重量制限 旅客便 2.5kg G/包装物 貨物便 2.5kg G/包装物 セル及びバッテリーの包装材料込の総重量  1包装物あたりのリチウム電池がUN3090 PI968 Section II の①、②、③のいずれかの限度を超えた場合、Section I Bの受託可能地点はCLS9Iに準ずる	リチウム金属の含有量が、 ① ≤0.3gの単電池または組電池の場合、 1包装あたりの電池の正味量が2.5kg(N)以下 1包装あたりの単電池・組電池の個数制限は無し  ② >0.3g≤1g以下の単電池は、 1包装あたりの電池の正味量に制限は無し 但し、1包装あたり単電池9個以下であること  ③ >0.3g≤2g以下の組電池は、 1包装あたりの電池の正味量に制限は無し 1包装あたり組電池2個以下であること  注意) ①、②、③を組み合わせると、同一の包装物と一緒に収納は不可	重量制限 旅客便 5kg(N)/包装物 貨物便 5kg(N)/包装物	重量制限 旅客便 5kg(N)/包装物 貨物便 5kg(N)/包装物
AWB券面上必須記載事項	i. UN3090 ii. Lithium-metal batteries, PI968, Section I B iii. 包装物の個数及び各包装物の総重量 iv. 荷送人と荷受人の名称と住所  i ~ iiiは必ずNature and Quantity of Goods 欄に記載。 iv 及び右記2~5は別紙(DGR使用可)に記載の上、添付	1. "Lithium-metal batteries, in compliance with Section II of PI968"  2. 包装物にはリチウム金属単電池または組電池を収納している 3. 包装物は損傷を受けた場合、火災の危険があるため取り扱いに注意を要すること 4. 包装物が損傷した場合の検査、再包装等の対処方法 5. 追加情報を得るための電話番号	1. "Lithium-metal batteries, in compliance with Section II of PI969"  1は必ずNature and Quantity of Goods 欄に記載。 2. ~5は別紙に記入の上、AWBに添付。 UN3091/PI970でラベル不要の場合は1~5をAWBに必須記載事項を記入不要	5個以上の単電池または3個以上の組電池を収納している場合 1. "Lithium-metal batteries, in compliance with Section II of PI970"
ラベル	リチウム電池取付ラベル貼付要 CLS9危険物ラベル貼付要 必ず隣同士に貼ること	リチウム電池取付ラベル貼付要	リチウム電池取付ラベル貼付要	リチウム電池取付ラベル貼付要
危険物申告書	不要	不要	不要	不要
容器	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用	国連容器不要 1.2mの落下試験に合格した容器を使用
マーキング	DGR7.1.5.1(a),(b)は必須 Gross Weight(G)はDGR7.1.5.1(c)が要求する場合には記載すること			
オーバーパック	同一包装基準同士のオーバーパックは可 オーバーパックの包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚ずつ貼付してください。オーバーパックの数がAWB上の個数になりますが、重量制限値はオーバーパック内の各包装物に適用します。	同一包装基準同士のオーバーパックは可。 オーバーパック内の包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚貼付してください。	同一包装基準同士のオーバーパックは可。 オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚貼付してください。	同一包装基準同士のオーバーパックは可。 ラベル貼付が必要な包装物でオーバーパックの包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚貼付してください。
Agent BUP	不可	Section II 電池と一般貨物を同一のULDにお客様が自社Build Upされた混載貨物の受託は可能。ULD内に電池を一纏めに積み付けて頂き、可能な限りリチウム電池の取り扱いラベルが視認できるよう積み付けてください。ULDの外装にも1枚ラベルを貼付してください。		
RAC	RAC不要	RAC不要	RAC不要	RAC不要
受託地点 その他	混載の場合は、1MAWBに付き1HAWBの適用			

Category	リチウム金属バッテリー 充電可能な一次電池 例)時計、計算機、カメラなどの使い捨て電池 リチウム金属含有量が単電池の場合1g以下、組電池の場合2g以下 (異なる包装基準のものを一緒に同一の包装物に収納は不可)			
	Section I A		Section I	
UN / PI	UN3090 PI968 リチウム金属バッテリー	UN3091 PI969 リチウム金属バッテリーを機器と一緒に包装	UN3091 PI970 リチウム金属バッテリーを内蔵した機器	
IATA CODE	CODE RLM	CODE RLM	CODE RLM	
1包装物あたりの重量、個数 制限	旅客便 2.5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	旅客便 5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	旅客便 5kg (N)/包装物 貨物便 35kg(N)/包装物	機器1台に含まれるリチウム含有量はいかなる場合も単電池あたり12g、組電池あたり500g以下
AWB券面上必須記載事項	"Dangerous goods as per attached shipper's Declaration"			
ラベル	CLS9危険物ラベル要貼付 必要		CLS9危険物ラベル要貼付 必要	
危険物申告書	包装等級IIの要件を満たす国連容器を使用すること。旅客機の場合は、非可燃性・非伝導性緩衝材で電池を包み、頑丈な金属製中間容器または金属製外容器で包装すること。それができない場合は貨物機に搭載し、貨物機専用ラベルを貼付、DGDIにCargo Aircraft Onlyを記載すること		必要	
容器	必要		不要	
マーキング	DGRに依りマーキング		DGRに依りマーキング	
オーバーパック	同一包装基準同士のオーバーパックは可。オーバーパック内の包装物に貼付されたラベルが視認できない場合は、オーバーパックの梱包外側に"OVERPACK"とマーキングし、各ラベルを更に1枚ずつ貼付してください。オーバーパックの数がAWB上の個数になりますが、重量制限値はオーバーパック内の各包装物に適用します。			
Agent BUP	不可		不可	
RAC	必要		必要	
受託地点 その他	混載の場合は、1MAWBに付き1HAWBの適用			

【米国向け・經由 リチウム金属電池の受託について】  
**①UN3090/PI968 Section I A, I Bの場合**  
 DGR政府例外規定USG-02に基づき貨物機限定で受託します。弊社受託の日本発米国内向けは全て中国経由となるため、日本一中国一米国内の全区分間において同規定を適用し貨物機限定で輸送します。貨物機専用ラベルを貼付し申告書はCAOで作成してください  
**②UN3090/PI968 Section IIの場合**  
 USG-02で要求されるマーキング("Primary lithium batteriesforbidden for transport aboard passenger aircraft"または"Lithium-metal batteries-forbidden for transport aboard passenger aircraft")を日本出発の時点で必ず施してください。日本一中国一米国内の全区分間において同規定を適用し貨物機限定で輸送します。  
 (注意) 米国宛/経由でUSG-02に基づいて準備された申告書やラベル、マーキングが施された貨物をその他の仕向地に変更した場合にはもそのままで受託は可能ですが、その条件で受託した貨物は貨物機限定となり、貨物便の運航が無い仕向地への輸送はできません。貨物便の運航の無い仕向地へ変更する場合には、USG-02の規定で施されたラベル貼付やマーキング、申告書は新たに作成し直してください。  
**③UN3091Section IIの旅客便搭載条件**  
 ◆PI969またはPI970に従っていること  
 ◆包装物1個あたりの電池の個数が機器を駆動するために必要な個数以下であること  
 ◆完全に充電された場合、各単電池のリチウム内容量が5g以下であること。  
 ◆完全に充電された場合、各組電池の合計リチウム内容量が25g以下であること。  
**④リチウム組電池の正味重量が5kg以下であること。**